かこがわの

福祉ハンドブック

令和８年 10 月

加古川市福祉事務所

ハンドブックの使い方

〇このハンドブックは、福祉業務や活動・支援に関わる方々にご活用いただくために、福祉に関する相談窓口や事業内容などの問い合わせ先をまとめたものです。

〇相談内容や事業内容などの内容は簡潔に記述し、索引としてご活用いただくことを目的としていますので、詳しくは各問い合わせ先までお問い合わせください。

〇掲載内容は、原則として令和８年４月１日現在の情報としていますが、内容は年度の途中で変更となることがあります。

〇お問い合わせは、基本的に平日の午前８時 30 分から午後５時 15 分までです（土日祝日、年末年始はお問い合わせいただいても対応できません）。

〇本ハンドブック以外にも各分野別のガイドブック等を発行しています。

【各分野別のガイドブック】※詳しい内容はこちらをご覧ください。

分　野	名　称	担当課	連絡先
高齢者	認知症相談支援 ガイドブック	高齢者支援課	079-427-9174
	介護保険ガイドブック	介護保険課	079-427-9123
障がい者	障害福祉のしおり 精神保健・福祉に関するしおり	障がい者支援課	079-427-9372

ホームページは　かこがわの福祉ハンドブック　で検索

QR コードはこちら

目　次

Ⅰ 地域福祉・・・・・・・・・・・・１～３

１ 主な相談機関

地域福祉課　福祉政策係・・・・・・・１
民生委員・児童委員・・・・・・・・・１
防災対策課　地域防災係・・・・・・・１
加古川市社会福祉協議会・・・・・・・１
加古川市ボランティアセンター・・・・１
加古川市成年後見支援センター・・・・１
加古川市総合福祉会館・・・・・・・・２

２ 主な施策・事業

（１）地域福祉・・・・・・・・・・・・２
１ 民生委員・児童委員・・・・・・・２
２ 当事者支援活動・・・・・・・・・２
３ 善意銀行・・・・・・・・・・・・２
４ 共同募金活動・・・・・・・・・・２
５ ボランティア活動の推進・・・・・２
６ 成年後見制度・・・・・・・・・・２
７ 避難行動要支援者支援制度・・・・２
８ 個別避難計画作成事業・・・・・・２
（２）その他・・・・・・・・・・・・・２
１ 戦没者遺族等に対する特別給付金、特別弔慰金等申請・・・・・・・・３
２ 災害見舞金支給事業・・・・・・・３
３ 日本赤十字社事業・・・・・・・・３

Ⅱ 高齢者・・・・・・・・・・・・・４～７

１ 主な相談機関

高齢者支援課・・・・・・・・・・・・４
介護保険課・・・・・・・・・・・・・４
医療助成年金課　国民年金係・・・・・４
地域包括支援センター・・・・・・・・４

２ 主な施策・事業

（１）高齢者を地域で支えるために・・・５
１ 高齢者のための総合相談窓口・・・５
２ 高齢者虐待・・・・・・・・・・・５
３ 地域見守り活動に関する協定・・・５
４ 認知症高齢者等の見守り・ＳＯＳネットワーク・・・・・・・５
５ 認知症サポーター養成講座・・・・５
６ 認知症カフェ・・・・・・・・・・５
（２）生きがい対策・・・・・・・・・・６
１ 地域敬老事業補助制度・・・・・・６
２ 老人クラブ育成事業・・・・・・・６
３ 敬老記念品贈呈事業・・・・・・・６
４ 福祉バス事業・・・・・・・・・・６
（３）在宅福祉サービス・・・・・・・・６
１ 緊急通報システム（安心ボタン）事業・・・・・・・・・６
２ 介護用品支給事業・・・・・・・・６
３ 訪問理美容サービス事業・・・・・６
４ 車いすの貸出・・・・・・・・・・６
５ 認知症高齢者等の見守りサービス利用料等負担・・・・・・・・・・６
（４）その他の高齢者対策・・・・・・・６
１ 養護老人ホームへの入所・・・・・６
２ 成年後見制度利用支援事業・・・・６
３ 無年金外国籍高齢者等福祉給付金支給事業・・・・・・・・・・・６
（５）介護保険制度・・・・・・・・・・７
１ 介護保険制度・・・・・・・・・・７
２ 介護保険料の相談・・・・・・・・７
３ 介護保険サービスの利用（施設入所、居宅サービス等）・・・７
４ 要介護認定の申請・・・・・・・・７
５ 住宅改修費・福祉用具購入費の支給・・・・・・・７
６ 住宅改造費助成事業・・・・・・・７
７ 高額介護サービス費の支給・・・・７
８ 負担限度額認定証・・・・・・・・７

Ⅲ 障がい者・・・・・・・・・・・・８～15

１ 主な相談機関・相談員

障がい者支援課・・・・・・・・・・・８
医療助成年金課　国民年金係・・・・・８
加古川市障がい者基幹相談支援センター・・・・・・・・８
加古川健康福祉事務所(保健所)・・・・８
加古川市立つつじ園・・・・・・・・・８
身体障害者更生相談所・・・・・・・・９
身体障害者相談員・・・・・・・・・・９
知的障害者更生相談所・・・・・・・・９
知的障害者相談員・・・・・・・・・・９
精神保健福祉センター・・・・・・・・９
精神障害者相談員・・・・・・・・・・９

２ 主な施策・事業

（１）手帳等の交付と相談・・・・・・・10
１ 障害者手帳・・・・・・・・・・・10
２ 障がい者の相談窓口・・・・・・・10
３ ピアカウンセリング・・・・・・・10
（２）経済的支援・・・・・・・・・・・11
１ 重度心身障害者（児）介護手当・・・・・・・・・・・11

２ 特別障害者手当・・・・・・・・・11
３ 障害児福祉手当・・・・・・・・・11
４ 有料道路通行料金の割引・・・・・11
５ 自動車運転免許取得費の助成・・・11
６ 自動車改造費の助成・・・・・・・11
７ グループホーム利用者への家賃助成
・・・・・・・・・・・11
８ 税の控除又は減免・・・・・・・・11
９ 無年金外国籍障害者等福祉給付金
支給事業・・・・・・・・・・・・11
10 旅客運賃割引・・・・・・・・・・11
11 航空運賃の割引・・・・・・・・・12
12 タクシー運賃の割引・・・・・・・12
13 ＮＨＫ放送受信料の減免・・・・・12
（３）日常生活支援・・・・・・・・・・12
１ 駐車禁止除外指定車標章の交付・・12
２ 兵庫ゆずりあい駐車場利用証の交付
・・・・・・・・・12
３ 手話通訳者の派遣・・・・・・・・12
４ 要約筆記者の派遣・・・・・・・・12
５ 補装具費の支給・・・・・・・・・13
６ 児童の補聴器購入費等の助成・・・13
７ 日常生活用具の給付・・・・・・・13
８ 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具
の給付・・・・・・・・・・・・・13
９ 福祉タクシー制度・・・・・・・・13
10 障害者通所費用助成・・・・・・・13
11 手話奉仕員養成事業・・・・・・・13
12 点訳奉仕員・朗読奉仕員養成事業
・・・・・・・・・・13
13 地域活動支援センター補助事業
・・・・・・・・・・13
14 福祉ホーム補助事業・・・・・・・13
15 ふれあいスポーツ教室・・・・・・13
16 ふれあい作品展・・・・・・・・・13
17 移動支援事業・・・・・・・・・・14
18 訪問入浴サービス(移動入浴車の派遣)
・・・・・・・・14
19 日中一時支援事業・・・・・・・・14
20 兵庫県心身障害者扶養共済制度・・14
21 兵庫県在宅重度障害者生活環境改善
資金の貸付・・・・・・・・・・・14
22 ヘルプカード・・・・・・・・・・14
23 ヘルプマーク・・・・・・・・・・14
（４）医療・・・・・・・・・・・・・・15
１ 自立支援医療費（精神通院医療）の
支給・・・・・・・・・・・・・・15

２ 自立支援医療費（更生医療）の支給
・・・・・・・・・・・・・・15
３ 自立支援医療（更生医療）自己負担額
の助成・・・・・・・・・・・・・15
４ 自立支援医療費（育成医療）の支給
・・・・・・・・・・・・・15
５ 自立支援医療（育成医療）自己負担額
の助成・・・・・・・・・・・・・15
（５）福祉サービス・・・・・・・・・・15
１ 障害者総合支援法制度
◎障害福祉サービス・・・・・・15
２ 児童福祉法制度
◎障害児通所支援・・・・・・・15

Ⅳ 子育て・児童・・・・・・・・16～21

１ 主な相談機関

家庭支援課・・・・・・・・・・・・・16
児童相談所
(兵庫県中央こども家庭センター)・・・16
育児保健課・・・・・・・・・・・・・16
幼児保育課・・・・・・・・・・・・・17
加古川市子育てプラザ・・・・・・・・17
ファミリーサポートセンター・・・・・17
志方児童館・・・・・・・・・・・・・17
加古川市立こども療育センター・・・・17

２ 主な施策・事業

（１）児童の健全育成・虐待・・・・・・18
１ 公認心理師による子育て相談・・・18
２ こども虐待　通告・・・・・・・・18
３ こども食堂・・・・・・・・・・・18
（２）児童手当等・・・・・・・・・・・18
１ 児童手当・・・・・・・・・・・・18
２ 特別児童扶養手当・・・・・・・・18
（３）母子保健事業・・・・・・・・・・18
１ 母子健康手帳の交付および妊婦相談
・・・・・・・・・・18
２ 産前教室・・・・・・・・・・・・19
３ 妊婦訪問・・・・・・・・・・・・19
４ 産後ケア事業・・・・・・・・・・19
５ 親子教室・・・・・・・・・・・・19
６ 新生児訪問・・・・・・・・・・・19
７ こんにちは赤ちゃん訪問・・・・・19
８ 低体重児の届出と未熟児訪問・・・19
９ 乳幼児健診未受診者の家庭訪問
・・・・・・・・・・・・19
10 不妊・不育症治療費助成事業・・・19
11 ４か月児健康診査・・・・・・・・19
12 10か月児健康診査・・・・・・・・20
13 １歳６か月児健康診査 ・・・・・20
14 ３歳児健康診査・・・・・・・・・20

15 乳幼児発達相談事業・・・・・・・20
16 健診後のフォロー教室・・・・・・20
17 子育て相談事業・・・・・・・・・20
18 5歳児発達相談事業・・・・・・・20
（4）保育所等・・・・・・・・・・・・20
1 保育所等・・・・・・・・・・・・20
2 保育所等利用者負担額(保険料)・・20
3 一時預かり・・・・・・・・・・・20
4 病児保育・・・・・・・・・・・・20
5 子育て家庭ショートステイ事業・・21
6 産前・産後家事ヘルパー派遣事業
・・・・・・・・・・・・・・・21
7 ファミリーサポートセンター・・・21
（5）ひとり親家庭の福祉・・・・・・・21
1 児童扶養手当・・・・・・・・・・21
2 母子・父子相談・・・・・・・・・21
3 母子父子寡婦福祉資金の貸付制度
・・・・・・・・・・・・・21
4 自立支援教育訓練給付・・・・・・21
5 高等職業訓練促進給付金・・・・・21
6 高等学校卒業程度認定試験合格支援
事業・・・・・・・・・・・・・・21
7 ひとり親家庭ヘルパー派遣事業・・21
8 ひとり親家庭学習支援事業・・・・21

Ⅴ 低所得者・・・・・・・・・・・・・22

1 主な相談機関

生活福祉課・・・・・・・・・・・・・22
地域福祉課 福祉総合支援係・・・・・・22

2 主な施策・事業

1 生活保護・・・・・・・・・・・・・22
2 こどもの学習・生活支援事業・・・22
3 自立相談支援事業・・・・・・・・・22
4 住居確保給付金・・・・・・・・・22
5 居住支援事業・・・・・・・・・・22
6 家計改善支援事業・・・・・・・・22
7 就労準備支援事業・・・・・・・・22

Ⅵ 健康増進・福祉医療・・・・・23～26

1 主な相談機関

市民健康課・・・・・・・・・・・・・23
地域医療課 ・・・・・・・・・・・・23
医療助成年金課 医療助成係・・・・・23

2 主な施策・事業

（1）成人保健事業・・・・・・・・・・23
1 健康診査・・・・・・・・・・・・23
2 がん患者医療用補整具購入費助成事業
・・・・・・・・・23
3 健康教育・・・・・・・・・・・・・23
4 健康相談・・・・・・・・・・・・・23
5 自殺対策・・・・・・・・・・・・・24
（2）一般介護予防事業・・・・・・・・24
1 介護予防普及啓発事業・・・・・・24
2 地域介護予防活動支援事業・・・・24
（3）予防接種・救急医療事業・・・・・24
1 予防接種事業・・・・・・・・・・24
2 救急医療事業・・・・・・・・・・24
（4）福祉医療費助成事業・・・・・・・26
1 高齢期移行医療・・・・・・・・・26
2 障害者（児）医療・・・・・・・・26
3 高齢障害者医療・・・・・・・・・26
4 母子（父子）家庭等医療・・・・・26
5 乳幼児・こども医療・・・・・・・26
6 他の公費助成制度との差額請求
について・・・・・・・・・・・・26

Ⅰ 地域福祉

1 主な相談機関

地域福祉課　福祉政策係（電話 079-427-9205）

（業務内容）

①福祉行政、日本赤十字社、再犯防止推進に関すること
②民生委員・児童委員に関すること
③戦没者遺族、戦傷病者、旧軍人等の援護に関すること
④要配慮者（他の所管に属するものを除く）の 避難支援

民生委員・児童委員（地域福祉課　福祉政策係　電話 079-427-9205）

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱された特別職の地方公務員であり、住民の立場に立って、地域の社会福祉の増進に努める人です。児童委員も兼ねており、地域の子どもたちが元気に、安心して暮らせるように見守り、育児や妊娠中の相談なども行います。また、相談に乗るだけでなく、福祉サービスを紹介したり、行政や専門機関とのつなぎ役も務めます。

【事務局所在地】加古川市加古川町北在家 2000（加古川市 地域福祉課内）

防災対策課　地域防災係（電話 079-427-9717）

（業務内容）

①地域防災計画、水防計画の策定に関すること
②自然災害対策に関すること
③災害に関する情報の収集・伝達、ハザードマップに関すること
④避難行動要支援者支援制度

加古川市社会福祉協議会（電話 079-424-4318）

社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条で「住民主体による地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と定められた地域住民を会員とする民間の福祉団体です。「ささえあい　地域でみまもる　まちづくり～地域共生社会の実現を目指して～」を目指し、地域の様々な生活課題を地域全体としてとらえ、みんなで考え、話し合い、様々な団体や機関と協働しながら創意工夫を凝らした地域福祉活動を展開しています。

【所在地】加古川市加古川町寺家町 177-12（加古川市総合福祉会館 1 階）

加古川市ボランティアセンター（電話 079-424-4318）

ボランティアセンターでは、ボランティア活動を始めたい、ボランティアを依頼したい等の相談に応じてコーディネートしています。まずはボランティアセンターまでご相談ください。

（業務内容）

①ボランティア相談に関すること
②ボランティア講座・福祉学習に関すること
③ボランティア情報提供・活動基盤づくりに関すること
④災害時支援ボランティアに関すること

【所在地】加古川市加古川町寺家町 177-12（加古川市総合福祉会館 1 階）

加古川市成年後見支援センター（電話 079-441-8156）

加古川市社会福祉協議会では、加古川市からの委託を受け、成年後見制度の利用促進を目的とした相談窓口を設けています。当センターは、自分らしく安心して生活を続けるためにその人の権利を守る支援を行う相談窓口です。

（業務内容）

①制度の普及・啓発に関すること
②相談支援に関すること
③連携・ネットワークづくりに関すること

【所在地】加古川市加古川町寺家町 177-12（加古川市総合福祉会館 1 階）

加古川市総合福祉会館（電話 079-424-4319）※指定管理者：加古川市社会福祉協議会

市民の福祉の向上と健康の増進を図ることを目的とした施設です。

所 在 地：加古川市加古川町寺家町 177-12

開館時間：午前９時から午後９時まで（ただし、日曜日は午後５時まで）

休 館 日：毎週月曜日、国民の祝日、年末年始（12 月 29 日から翌年１月５日まで）

２ 主な施策・事業

（１）地域福祉

	施策・事業	内　　容	問い合わせ先等
1	民生委員・児童委員	「民生委員」は、社会福祉の増進のために、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行っている。また、全ての民生委員は児童福祉法によって「児童委員」も兼ねており、妊娠中の心配ごとや子育ての不安に関する様々な相談や支援を行っている。	地域福祉課 福祉政策係（P1）
2	当事者支援活動	障がいがある住民も、住み慣れた地域で暮らし続けられるように支援する活動	社会福祉協議会 （P1）
3	善意銀行	市民のみなさんからの善意（寄付）を預託としてお預かりし、市内の当事者団体や福祉施設、地域の福祉活動などに払い出す取組	
4	共同募金活動	共同募金としていただいた寄付を、こども、高齢者、障がい者などを支援するさまざな福祉活動や災害時支援に役立てる活動	
5	ボランティア活動の推進	ボランティア活動が地域で広がるよう啓発し、活動しやすい環境をつくる事業	ボランティア センター(P1)
6	成年後見制度	認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者などの判断能力が不十分な方を支援する制度	成年後見支援 センター（P1）
7	避難行動要支援者支援制度	高齢者や障がい者など災害時に支援が必要な方について「避難行動要支援者名簿」を作成し、その情報を町内会などに提供することで、災害時の安否確認や避難誘導などに役立てる制度	防災対策課 地域防災係（P1） 地域福祉課 福祉政策係（P1） 障がい者支援課 自立支援係（P8）
8	個別避難計画作成事業	災害時に自ら避難することが難しい高齢者、障がい者等（災害時避難行動要支援者）のうち、特に重度であると認めた人につき、災害時にどのような避難行動をとればよいのかについて、福祉専門職がフォローしながら、本人・家族・地域と確認し、一人一人の状況に合わせた個別の避難行動計画を作成する事業	防災対策課 地域防災係（P1） 地域福祉課 福祉政策係（P1） 障がい者支援課 自立支援係（P8） 介護保険課 給付係（P4）

（2）その他

	施策・事業	内　　容	問い合わせ先等
1	戦没者遺族等に対する特別給付金、特別弔慰金等申請	一定の基準日において、公務扶助料などの受給権を有する戦没者の妻、戦没者の遺族が支給の対象となる給付金	地域福祉課 福祉政策係（P1）
2	災害見舞金支給事業	本市で発生した暴風・洪水等の自然災害、その他異常な自然現象又は火災による被災者に対して、見舞金等を支給する事業	
3	日本赤十字社事業	本市は、日本赤十字社兵庫県支部加古川市地区となっており、以下の業務を行っています。 (1) 赤十字活動資金の募集 (2) 義援金・海外救援金の受付 (3) 救急法等講習会の実施	

Ⅱ 高齢者

Ⅰ 主な相談機関

高齢者支援課

〇高齢者福祉係（電話 079-427-9208）
（業務内容）
①高齢者の生きがい対策（福祉バス、敬老事業等）に関すること
②高齢者の在宅支援（介護用品支給、車いすの短期貸出等）に関すること
③高齢者の権利擁護や総合相談に関すること
④緊急通報システム、介護保険以外の高齢者施設に関すること

〇地域包括ケア係（電話 079-427-9715）
（業務内容）
①地域包括ケアシステムに関すること
②地域包括支援センターに関すること

〇健やか長寿係（電話 079-427-9174）
（業務内容）
①認知症対策（認知症サポーター、認知症カフェ等）に関すること
②介護予防（いきいき百歳体操等 P28）、医療介護連携（ACP 等）に関すること

介護保険課

〇管理係（電話 079-427-9123）
（業務内容）
①介護保険施設の基盤整備に関すること
②介護保険事業の計画及び調整に関すること

〇調査認定係（電話 079-427-9220）
（業務内容）
①認定申請、認定調査に関すること
②介護認定審査会の運営、要介護及び要支援認定通知に関すること
③居宅サービス計画届出書管理に関すること

〇保険料係（電話 079-427-9124）
（業務内容）
①介護保険料賦課に関すること
②被保険者資格管理に関すること

〇給付係（電話 079-427-9125）
（業務内容）
①介護保険給付に関すること
②住宅改造費助成事業に関すること
③要配慮者（要介護又は要支援認定者に限る）の避難支援

医療助成年金課　国民年金係（電話 079-427-9193）

（業務内容）
①国民年金(加入・免除）に関すること
②障害基礎年金、特別障害給付金に関すること
③外国籍高齢者・障害者福祉給付金に関すること

地域包括支援センター

高齢者の方々が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、介護・福祉・健康・医療など、さまざまな面から支援を行う、高齢者の総合相談窓口です。市内に６か所設置しています。

（業務内容）
①総合相談に関すること
②権利擁護に関すること
③介護予防支援に関すること
④包括的継続ケアマネジメント支援に関すること
（連絡先）
〇地域包括支援センターかこがわ　（電話 079-429-6510）
（所 在 地）加古川市加古川町寺家町 57-1
（担当地区）加古川町
〇地域包括支援センターのぐち　（電話 079-426-8218）
（所 在 地）加古川市野口町水足 107-1（万亀園内）
（担当地区）野口町
〇地域包括支援センターひらおか　（電話 079-451-0405）
（所 在 地）加古川市平岡町高畑 20-1
（担当地区）平岡町
〇地域包括支援センターかこがわ南（電話 079-435-4468）
（所 在 地）加古川市別府町新野辺北町 5-98
（担当地区）尾上町、別府町
〇地域包括支援センターかこがわ北（電話 079-430-5560）
（所 在 地）加古川市神野町神野 186-10
（担当地区）神野町、新神野、西条山手、山手、八幡町、平荘町、上荘町
〇地域包括支援センターかこがわ西（電話 079-452-2097）
（所 在 地）加古川市志方町細工所 1086（鶴林園内）
（担当地区）東神吉町、西神吉町、米田町、志方町

2 主な施策・事業

（1）高齢者を地域で支えるために

	施策・事業	内　　容	問い合わせ先等
1	高齢者のための総合相談窓口	高齢者の総合相談	各地域包括支援センター（P5） 高齢者支援課 高齢者福祉係 （P４）
2	高齢者虐待	高齢者虐待に関すること	
3	地域見守り活動に関する協定	社会的に孤立しがちな環境にあるひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯を対象に、営業や宅配で直接対面する民間事業者と連携し、日常業務の範囲内で何らかの異変を察知した場合、市に情報提供を行う協定	高齢者支援課 高齢者福祉係（P4）
4	認知症高齢者等の見守り・SOS ネットワーク	認知症などの病気により、行方不明となる可能性のある方が、各地区の地域包括支援センターに登録することで、万が一行方不明となった時にネットワーク関係機関に情報提供し、早期発見・保護に努める制度	高齢者支援課 健やか長寿係 （P4）
5	認知症サポーター養成講座	認知症について、正しい知識をもち、認知症の人や家族を温かく見守る応援者となる「認知症サポーター」を養成する事業	
6	認知症カフェ	認知症の人やその家族、地域住民、専門職など誰もが気軽に集い、お互いの悩みを話したり、情報交換などをしながら、楽しく過ごす場	

（2）生きがい対策

	施策・事業	内　　容	問い合わせ先等
1	地域敬老事業 補助制度	高齢者を敬愛し、長寿を祝うとともに、地域住民の敬老意識の高揚を図るため、地域団体が実施する敬老事業に補助する制度	高齢者支援課 高齢者福祉係(P4)
2	老人クラブ育成事業	高齢者相互の親睦を深め、社会奉仕活動、教養活動及び健康増進活動を推進する老人クラブを育成し、その運営を援助する事業	
3	敬老記念品贈呈事業	市内男女最高齢及び満 100 歳を迎えられる方に記念品を贈呈する事業	
4	福祉バス事業	おおむね 65 歳以上で構成された団体（心身障がい者団体など）が利用できるバスを運行する事業	

（3）在宅福祉サービス

	施策・事業	内　　容	問い合わせ先等
1	緊急通報システム（安心ボタン）事業	おおむね 65 歳以上でひとり暮らしの人、または要介護３以上の人がいる高齢者のみの世帯に、緊急時にボタンを押すだけで緊急通報できる相談機能のついた機器を貸出する事業	高齢者支援課 高齢者福祉係(P4)
2	介護用品支給事業	市内に住所を有し、要介護４または５の認定を受けた高齢者を同居して在宅介護をする介護者に介護用品を支給する事業	高齢者支援課 高齢者福祉係(P4)
3	訪問理美容サービス事業	在宅で寝たきり等のため理美容院で散髪をすることが困難な 65 歳以上の高齢者又は障がい者に対して、自宅で理美容サービスを利用する場合の理美容師出張費を助成する事業	
4	車いすの貸出	車いすの貸出 ①高齢者の方に２週間以内（４週間まで延長可能） ②２週間～３カ月以内	高齢者支援課 高齢者福祉係(P4) 社会福祉協議会(P1)
5	認知症高齢者等の見守りサービス利用料等負担	認知症により行方不明のおそれがある高齢者等の安全を確保し、家族等の身体的･精神的負担の軽減を図るため、見守りサービス（見守りタグ）を利用しようとする場合の費用について市が負担	各地域包括支援センター（P5) 高齢者支援課 健やか長寿係(P4)

（4）その他の高齢者対策

	施策・事業	内　　容	問い合わせ先等
1	養護老人ホームへの入所	おおむね 65 歳以上で環境上の理由及び経済上の理由により、居宅において生活することが困難な高齢者の養護老人ホームへの入所手続きを実施	高齢者支援課 高齢者福祉係(P4)
2	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が必要だが、申立人や申立費用、報酬等の支払いが困難な場合に、申立てや費用等について支援する事業	
3	無年金外国籍高齢者等福祉給付金支給事業	年金の制度的な理由により年金を受けることができない外国籍等の高齢者に対して、給付金を支給する事業	医療助成年金課 国民年金係（P4)

（5）介護保険制度

	施策・事業	内　　容	問い合わせ先等
1	介護保険制度	65 歳以上の高齢者または 40～64 歳の特定疾病患者のうち介護が必要になった人を社会全体で支える制度	介護保険課（P4）
2	介護保険料の相談	介護保険料の賦課に関すること （※納付に関することは債権管理課）	介護保険課 保険料係（P4）
3	介護保険サービスの利用（施設入所、居宅サービス等）	利用者の意向や状況にあったサービスを利用するための高齢者の総合窓口	各地域包括支援センター(P5) 等
4	要介護認定の申請	介護保険のサービスを利用するために、要介護（要支援）認定の申請により、介護や支援が必要な状態であるかどうかについての認定を行う。	介護保険課 調査認定係（P4）
5	住宅改修費・ 福祉用具購入費の支給	要介護（支援）認定者が入浴や排泄などに使用する特定福祉用具を購入する場合に購入費を給付する制度 要介護（支援）認定者およびその介護者の生活の質の向上を図るため、住宅の一部を改修する場合に対象工事に対して改修費を給付する制度 ※購入できる福祉用具・工事内容の条件、支給限度額あり	介護保険課 給付係（P4）
6	住宅改造費助成事業	既存住宅を要介護（支援）認定者および障がい者に対応した住宅に改造するためのバリアフリー化工事に対して、着工前の申請により費用の一部を助成する事業	
7	高額介護サービス費の支給	同じ月に利用した介護サービスの１割～３割の自己負担の合計額が、その世帯の限度額を超えた場合に、「高額介護サービス費」として給付する制度 ※施設サービスの食費・居住費・日常生活費など介護保険対象外の費用、福祉用具購入および住宅改修費の利用者負担分、支給限度額を超える利用者負担は含まれません	
8	負担限度額認定証	介護保険施設に入所した場合や短期入所を利用した場合で、一定の要件（所得および預貯金等）を満たす場合に、食費・居住費について負担を軽減する制度	

Ⅲ 障がい者

1 主な相談機関・相談員

障がい者支援課

○地域生活支援係（電話 079-427-9210）

（業務内容）

①補装具及び日常生活用具の給付に関すること
②福祉タクシー利用券の交付に関すること
③就労訓練事業、手話・障がい者コミュニケーション支援に関すること
④地域活動支援センターに関すること

○管理係（電話 079-427-9372）

（業務内容）

①障害者手帳、自立支援医療に関すること
②障害者相談員、各種証明書の発行に関すること
③心身障害者扶養共済制度の申請手続に関すること
④障害者施策推進協議会、障害者自立支援協議会に関すること
⑤重度心身障害者(児)介護手当、特別障害者手当等の支給に関すること

○自立支援係（電話 079-427-3626）

（業務内容）

①障害福祉サービス、障害児通所支援に関すること
②自立支援給付審査会、日中一時支援、移動支援、訪問入浴に関すること
③要配慮者（障がい者に限る）の避難支援

医療助成年金課　国民年金係（電話 079-427-9193）

（事業内容）

①障害基礎年金に関すること
②特別障害給付金に関すること
③外国籍高齢者・障害者福祉給付金に関すること

加古川市障がい者基幹相談支援センター（電話 079-424-4358）

加古川市における相談支援の中核的な役割を担う機関として、すべての障害に対応した総合的・専門的な相談を受け付けます。

【所在地】加古川市加古川町寺家町 177-12（加古川市総合福祉会館内）
【受　付】月曜日から金曜日 9：00～17：00

加古川健康福祉事務所（保健所）（電話 079-422-0003）

こころの病気や悩みについて、精神科医師による相談日を設けています（無料相談）。家族等の相談も可能です。予約制となっていますので、事前に電話予約をお願いします。

（精神科医師による相談）

日　時：原則毎月第２・４月曜日　　受付：午後１時から午後２時（予約制）
所在地：加古川市加古川町寺家町字天神木 97-1

加古川市立つつじ園（電話 079-431-8021）

知的障がいのある方が、生活支援及び作業支援を通して、社会生活に順応し、独立自活できるよう知識、技能を習得することを目的として運営されている施設です。

（事業内容）

①日常生活の支援、食事の提供、作業活動の支援（園芸、農耕、陶芸、段ボール補修等）
②社会的活動の支援、医療及び健康管理、サービス提供記録、相談援助など

【所在地】加古川市東神吉町神吉 1845-16

身体障害者更生相談所（電話 078-927-2727（代表））

身体障害者福祉法により設置されている身体障がい者に関する専門的な相談機関です。

（業務内容）

①身体障がい者の医学的、心理学的及び職能的判定、補装具の処方及び適合判定

②医師、心理判定員、身体障害者福祉司等による身体障がい者の更生相談

③身体障害者手帳の認定及び交付事務

【所在地】神戸市西区曙町 1070（総合リハビリテーションセンター内）

身体障害者相談員

身体障がい者の更生援護の相談に応じ、必要な指導を行うとともに、身体障がい者地域活動の推進、福祉事務所等関係機関の業務に対する協力などの活動を行っています。

※具体的な相談員については、加古川市障がい者支援課　管理係までお問い合わせください。（電話 079-427-9372）

知的障害者更生相談所（電話 078-242-0737）

知的障害者福祉法により設置されている知的障がい者に関する専門的な相談機関です。

※18 歳未満の知的障がい児についての相談等は、兵庫県中央こども家庭センターまでお問い合わせください。（電話 078-923-9966）

（業務内容）

① 知的障がい者に関する問題につき、家庭その他からの相談

②18 歳以上の知的障がい者の医学的、心理学的及び職能的判定並びにこれに附随して必要な指導

③療育手帳の認定及び交付事務

【所在地】神戸市中央区坂口通２丁目１－１（兵庫県福祉センター３階）

知的障害者相談員

保護者から家庭における養育・生活など、いろいろな相談を受け、指導や助言を行い、必要な場合、関係機関へ連絡を行っています。

※具体的な相談員については、加古川市障がい者支援課　管理係までお問い合わせください。（電話 079-427-9372）

精神保健福祉センター（電話 078-252-4980）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律により設置されている精神障がい者に関する専門的な相談機関です。

（業務内容）

①こころの悩みや精神的な病気、社会復帰相談のうち、特に複雑困難なものや、薬物、うつ病、ひきこもり、家庭内暴力などの相談

②健康福祉事務所や市町及び保健・医療・福祉・教育などの関係機関に対する専門的な立場からの指導や援助

③精神障害者保健福祉手帳の認定及び交付事務

予約受付：火曜日から土曜日　８時 45 分～17 時 30 分

【所在地】神戸市中央区脇浜海岸通１丁目３－２

精神障害者相談員

精神障がい者の保健福祉等に関し、本人又は家族からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、必要な場合、関係機関の業務に協力を行っていますので、お気軽にご相談ください。

※具体的な相談員については、加古川市障がい者支援課　管理係までお問い合わせください。（電話 079-427-9372）

2 主な施策・事業

（1）手帳等の交付と相談

	施策・事業	内　　容	問い合わせ先等
1	障害者手帳	・身体障害者手帳 身体の機能に一定以上の障害があると認められた方に交付される手帳 ・療育手帳 児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知的障害があると判定された方に交付される手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 一定程度の精神障害の状態にあることを認定するもの	障がい者支援課 管理係（P8）
2	障がい者の相談窓口	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、すべての障害に対応した総合的・専門的な相談業務を行う。 ◆相談支援の内容 生活全般（日常生活や社会生活）について 障害福祉制度や障害福祉サービスの利用 専門機関（医療機関や就労支援機関など）の利用 対人関係や集団生活がうまくいかずに困っている 窓口が多く、どこに相談したらよいか分からない 病院や施設を出て地域で暮らしたい 成年後見制度の利用に関すること　　など	加古川市 障がい者基幹相談支援センター （P8）
3	ピアカウンセリング	障がい者が日常生活の中で直面するあらゆる問題について、同様の立場にある相談員が相談に応じ、問題解決のための指導や助言を行う。 ①身体障がい者相談 第1・3水曜日　10：00～12：00 第2・4水曜日　10：00～12：00 障がい者支援課、総合福祉会館など ※月によって相談場所が異なります。広報かこがわでご確認いただくか、右記へお問い合わせください。 総合福祉会館（加古川市身体障害者福祉協会） （電話 079-454-4115） ②知的障がい者相談 第2・4木曜日　10：00～12：00 総合福祉会館（加古川市手をつなぐ育成会） （電話 079-422-8899） ③精神障がい者相談 随時受付 総合福祉会館など（個別調整可） 障がい者支援課　地域生活支援係 （電話 079-427-9210）	障がい者支援課 地域生活支援係 （P8）

（2）経済的支援

	施策・事業	内　　容	問い合わせ先等
1	重度心身障害者(児)介護手当	重度心身障がい者（児）の介護者に手当を支給することにより、障がい者（児）及び介護者の負担を軽減し、福祉の向上を図る制度	障がい者支援課 管理係 (P8)
2	特別障害者手当	重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする 20 歳以上の障がい者本人に支給することにより福祉の向上を図る国の制度	
3	障害児福祉手当	重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする 20 歳未満の障がい児本人に支給することにより福祉の向上を図る国の制度	
4	有料道路通行料金の割引	身体障害者手帳所持者が自ら運転する場合、並びに第１種身体障害者及び第１種知的障害者が乗車し、その移動のために介護者が運転する場合 ・・・50%割引	
5	自動車運転免許取得費の助成	身体障がい者が運転免許を取得する経費の一部を助成する制度	障がい者支援課 地域生活支援係 (P8)
6	自動車改造費の助成	上肢、下肢又は体幹機能障がい者が、就労等のため、自ら使用し運転する車を改造する場合、その経費の一部を助成する制度	
7	グループホーム 利用者への家賃助成	グループホーム入居者に対し、家賃の一部を助成する制度	障がい者支援課 自立支援係 (P8)
8	税の控除又は減免	所得税　・・・加古川税務署　（電話 079-421-2951） 住民税　・・・市役所市民税課　（電話 079-427-9163） 軽自動車税　・・・市役所市民税課　（電話 079-427-9161） 相続税　・・・加古川税務署　（電話 079-421-2951） 事業税（個人）　・・・加古川県税事務所（電話 079-421-1101） 利子等の非課税（マル優）・・・金融機関、証券会社など 自動車税・自動車取得税　・・・（新車を購入する場合） 姫路県税事務所　（電話 079-233-8260） （新たに自動車税の減免を受ける場合） 加古川県税事務所（電話 079-421-9271）	
9	無年金外国籍障害者等福祉給付金支給事業	年金の制度的な理由により年金を受けることができない外国籍等の障がい者に対して、給付金を支給することにより福祉の向上を図る事業	医療助成年金課 国民年金係 (P8)
10	旅客運賃割引	①JR、私鉄運賃の割引 第１種心身障害者が介護者と乗車するとき ・・・本人、介護者の料金半額 第１種、第２種心身障害者が単独で 100 ㌔を超えて乗車するとき ・・・本人の料金半額	①各駅窓口

	施策・事業	内　　容	問い合わせ先等
10	旅客運賃割引	②バス運賃の割引 第１種心身障害者が介護者と乗車するとき ・・・本人、介護者の料金半額 第１種、第２種心身障害者が単独で乗車するとき ・・・本人の料金半額	②各バス会社
11	航空運賃の割引	航空運賃の割引制度 ※各航空会社によって取り扱いが異なる	各航空会社
12	タクシー運賃の割引	身体障害者手帳、療育手帳の所持者・・・10%割引	各タクシー会社
13	NHK 放送受信料の減免	【全額減免】 ・身体障害者手帳､精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる市民税非課税世帯 ・知的障がい者と判定された方のいる市民税非課税世帯 【半額減免】 ・視覚・聴覚障がい者が世帯主で受信契約者 ・身体障害者手帳（１級又は２級）をお持ちの方が世帯主で受信契約者 ・重度知的障害者（Ａ判定者）の方が世帯主で受信契約者 ・精神障害者保健福祉手帳（１級）をお持ちの方が世帯主で受信契約者	NHK 神戸放送局 (電話 078-252-5000)

（3）日常生活支援

	施策・事業	内　　容	問い合わせ先等
1	駐車禁止除外指定車標章の交付	駐車禁止区域の緩和を図る制度 ※対象となる障害については、右記へお問い合わせください。	加古川警察署 交通第１課 (電話 079-427-0110) ※代表
2	兵庫ゆずりあい駐車場利用証の交付	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者、高齢者、妊産婦、傷病人等で歩行が困難な方に対して交付し、県が登録した「兵庫ゆずりあい駐車場」の標示がある駐車区画に駐車することができる制度	障がい者支援課 管理係 (P8) 兵庫県ユニバーサル推進課 (電話 078-362-4379) 加古川健康福祉事務所 (電話 079-421-9308)
3	手話通訳者の派遣	聴覚障がい者が公的機関へ出かけるときや、手話通訳を必要とする場合、手話通訳者を派遣する制度	障がい者支援課 地域生活支援係 (P8)
4	要約筆記者の派遣	聴覚障がい者が公的機関へ出かけるときや、要約筆記を必要とする場合、要約筆記者を派遣する制度	

	施策・事業	内　　容	問い合わせ先等
5	補装具費の支給	身体障がい者（児）及び難病患者の身体の損傷や失った機能を補完するため、義肢、装具、車いす、補聴器等の補装具費の支給を行う制度	障がい者支援課 地域生活支援係 (P8)
6	児童の補聴器購入費等の助成	早期に補聴器の装用を行うことで言語の習得、教育等における健全な発達を支援するために、児童の補聴器購入費等の一部を助成する制度	
7	日常生活用具の給付	身体・知的障がい者（児）及び難病患者の日常生活の便宜を図るため、日常生活用具を給付する事業	
8	小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付	小児慢性特定疾病児童等の日常生活の便宜を図るため、日常生活用具を給付する事業 なお、世帯の所得に応じて、利用者負担あり	
9	福祉タクシー制度	重度心身障がい者（児）の生活行動範囲の拡大と積極的な社会参加のために、利用されるタクシー料金の一部を助成する制度	
10	障害者通所費用助成	作業所等に通所している人に対して、交通費の一部を助成する制度	
11	手話奉仕員養成事業	聴覚障がい者が日常生活及び社会生活でコミュニケーションを円滑に図ることができるよう、手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した人を養成する事業	
12	点訳奉仕員・朗読奉仕員養成事業	視覚障がい者が日常生活及び社会生活で円滑に情報を取得することができるよう、点訳・朗読技術を習得した人を養成する事業	
13	地域活動支援センター補助事業	障がい者に創作活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流を促進させる地域活動支援センターの運営を補助する事業	
14	福祉ホーム補助事業	住居を求めている障がい者に対し低額な料金で居住させ、日常生活を支援する福祉ホームの運営を補助する事業	
15	ふれあいスポーツ教室	障がい者（児）の健康と体力の維持増進及び残存機能の回復を図るため、適切なスポーツの紹介と指導、障がい者スポーツの普及を目指す教室	
16	ふれあい作品展	障がい者（児）が日頃の趣味・学習活動の中から製作した作品を展示する事業	

	施策・事業	内　　容	問い合わせ先等
17	移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する事業	障がい者支援課 自立支援係 (P8)
18	訪問入浴サービス（移動入浴車の派遣）	家庭において入浴が困難な重度身体障がい者のいる世帯に対し、巡回入浴車を派遣する事業	障がい者支援課 自立支援係 (P8)
19	日中一時支援事業	居宅において、介護を行う方の疾病等の理由により、障がい者支援施設等での日中の預かりが必要な障がい者等について、当該施設で宿泊を伴わない範囲で一時預かりを行う事業	
20	兵庫県心身障害者扶養共済制度	心身障がい者（児）の将来に対する保護者の不安を解消するため、保護者の相互扶助の精神に基づく共済制度によって、保護者が死亡したり、重度の障がい者になった場合、一定額の年金を支給する制度	障がい者支援課 管理係 (P8)
21	兵庫県在宅重度障害者生活環境改善資金の貸付	在宅重度心身障がい者（児）の日常生活並びに介護を容易にするため、家屋の玄関、浴場､便所、居所等の改善に要する資金を貸し付ける制度	財団法人　兵庫県 身体障害者福祉協会 (電話 078-242-4620) 財団法人　兵庫県 手をつなぐ育成会 (電話 078-242-4644)
22	ヘルプカード	障がいのある方や高齢の方など支援や配慮を必要とする方が身に着けることで、日常生活や緊急時等の困った時に、周囲の人へ必要な支援や配慮を伝えるためのカード	【障がい者】 障がい者支援課 管理係 (P8) 【高齢者】 高齢者支援課 高齢者福祉係(P4)
23	ヘルプマーク	内部障害や難病の方など外見から分かりにくくても援助や配慮を必要としている方々が周囲の方にそのことを伝えるためのマーク	障がい者支援課 管理係 (P8)

（4）医療

	施策・事業	内　　容	問い合わせ先等
1	自立支援医療費（精神通院医療）の支給	精神疾患を有し、通院による継続的な精神医療を受ける時にかかる費用の一部を公費で負担する制度	障がい者支援課 管理係（P8）
2	自立支援医療費（更生医療）の支給	身体障がい者の障害を軽減して、日常生活を容易にすることを目的とした医療にかかる費用の一部を公費で負担する制度	
3	自立支援医療（更生医療）自己負担額の助成	自立支援医療（更生医療）の受給者に対して、自立支援医療（更生医療）に要した自己負担額の一部を助成する制度	
4	自立支援医療費（育成医療）の支給	身体上の障がいや疾患を有する満 18 歳未満の児童の障害や疾患を軽減して、日常生活を容易にすることを目的とした医療にかかる費用の一部を公費で負担する制度	
5	自立支援医療（育成医療）自己負担額の助成	自立支援医療（育成医療）の受給者に対して、自立支援医療（育成医療）に要した自己負担額の一部を助成する制度	

（5）福祉サービス

	施策・事業	内　　容	問い合わせ先等
1	障害者総合支援法制度 ◎障害福祉サービス	障がいのある人が日常生活や社会生活を営むことができるように、必要となる福祉サービスに係る給付・地域生活支援やその他の支援を総合的に行う事業 【介護の給付サービス】 居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所（ショートステイ）、重度障害者等包括支援、療養介護、生活介護 【訓練等給付のサービス】 自立訓練（機能訓練・生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援	障がい者支援課 自立支援係（P8）
2	児童福祉法制度 ◎障害児通所支援	障がいのある児童が、通所サービスを利用することができる制度 【サービス内容】 児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援	

Ⅳ 子育て・児童

1 主な相談機関

家庭支援課

○手当給付係（電話 079-427-9212）

（業務内容）

児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当に関すること

○家庭支援係（電話 079-427-9293）

（業務内容）

①児童相談・母子父子相談・女性相談に関すること

②児童虐待対応に関すること

③子育て家庭ショートステイ・産前産後家事ヘルパーに関すること

④ひとり親家庭の自立支援に関すること

⑤ヤングケアラーに関すること

児童相談所（兵庫県中央こども家庭センター）

児童相談所は、児童福祉法により設置されている児童に関する専門的な行政機関で児童についてあらゆる相談業務を行っています。

【所在地】明石市北王子町 13 番５号

【電　話】078-923-9966　（児童虐待防止 24 時間ホットライン　078-921-9119）

育児保健課

保健師や助産師が妊娠・出産・育児に関する相談をお聞きし、母子保健サービスのご案内や子育て情報の提供など、安心して育児に取り組めるよう、妊娠中から乳幼児期までの子育てを応援しています。

○母子保健係（電話 079-427-9216）

（業務内容）

①乳幼児健康診査に関すること

②子育て相談に関すること

③養育医療の給付に関すること

○子育て支援係（電話 079-427-9325）

（業務内容）

①母子健康手帳交付に関すること

②産前・産後サポート事業に関すること

③産後ケア事業に関すること

○訪問指導係（電話 079-427-3067）

（業務内容）

①乳幼児等の訪問指導に関すること

②乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん訪問）に関すること

○育児助成係（電話 079-427-9217）

（業務内容）

①予防接種に関すること

②不妊・不育症治療費の助成に関すること

【妊娠・出産・育児の相談窓口】

○育児保健課（電話 079-427-9325）

開設時間：午前８時 30 分～午後５時 15 分

○ぽかぽか相談室（電話 079-441-8733）

所 在 地：加古川市平岡町新在家 615-1

（イオン加古川店２階東加古川市民総合サービスプラザ内）

開設時間：午前９時～午後５時 30 分（※来所は原則午後５時まで）

休 業 日：毎月第 1、3、5 日曜日 ・毎月第２土曜日 ・ 年末年始 ・ 臨時休業日

幼児保育課

〇入園係（電話 079-427-9213）
（業務内容）
①認可保育施設の入退所（園）に関すること
②公立幼稚園の入退園に関すること
③保育料（保育所保育料の収納・徴収を除く）に関すること
④利用者支援に関すること

〇公立園係（電話 079-427-9148）
（業務内容）
公立こども園・幼稚園・保育園の管理及び運営

〇法人園係（電話 079-427-9223）
（業務内容）
①認可保育施設の教育・保育給付費の支払に関すること
②認可保育施設に係る補助金の交付に関すること
③保育士等確保事業に関すること

加古川市子育てプラザ

加古川駅南・東加古川子育てプラザは、安心してゆとりある楽しい子育てができるよう、就学前のこどもとその保護者が気軽に利用・交流できる場を提供し、育児相談や子育てサークルの育成・指導などをとおして子育てを応援しています。また、各種講座や季節に応じたイベントを多数開催するなど、市の子育て支援の拠点施設として様々な子育て情報を提供しています。

〇加古川駅南子育てプラザ（電話 079-454-4189）
開所時間：午前９時から午後５時まで（年末年始・ヤマトヤシキの休業日を除く）
所 在 地：加古川市加古川町篠原町２１-８（加古川ヤマトヤシキ７階）

〇東加古川子育てプラザ（電話 079-441-0500）
開所時間：午前９時から午後５時まで（年末年始・施設点検日を除く）
所 在 地：加古川市平岡町一色 797-295 複合施設「かこてらす」内（加古川東郵便局東隣）

ファミリーサポートセンター（電話 079-424-9933）

こどもの一時預かりや保育所・習い事への送迎などの援助を受けたい方に、その援助をしたい地域のボランティアをご紹介しています。生後６ヵ月未満のこどもを養育する方には、育児のお手伝いをするあかちゃんサポーターをご紹介しています。
活動時間：原則として午前６時から午後 10 時まで（宿泊は不可）
所 在 地：加古川市加古川町篠原町 21-８（加古川ヤマトヤシキ７階）

志方児童館（電話 079-452-0505）

児童館は、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする施設です。高校生までのこどもとその保護者等が利用できます。
開館時間：午前９時から正午、午後１時から午後５時まで
開 館 日：月～土曜日（祝日・年末年始を除く）
所 在 地：加古川市志方町志方町 1758-３ 志方公民館内

加古川市立こども療育センター（電話 079-452-2511）

こども療育センターは、児童福祉法で定められた児童発達支援センターで、療育を必要とする就学前のお子さんに、保育を通じて、お子さんの発達段階や特性に応じた発達支援と、各家庭の状況に合わせた育児支援を行っています。また、診療所では、運動面や体幹機能に障がいがある肢体不自由児に療育を行なうとともに、ことばが遅い、落ち着きがないなど、こどもの発達や成長面に対する支援を行っています。

（業務内容）
①通園療育に関すること
②障がい児の診療等に関すること
③地域療育等の支援に関すること
【所在地】加古川市志方町原 604-1

2 主な施策・事業

（1）児童の健全育成・虐待

	施策・事業	内　　容	問い合わせ先等
1	公認心理師による子育て相談	子育ての悩みやこどもへの接し方に関する相談に応じ、必要な助言を行っています。	家庭支援課 家庭支援係 (P16)
2	こども虐待　通告	こどもの虐待が疑われるときは、早急に市（家庭支援課）やこども家庭センターなど関係機関に通告・相談してください。 また、こどもの生命に危険が感じられるような一刻を争う場合には、１１０番通報し、子どもの安全を確保することが必要です。	家庭支援課 家庭支援係 (P16) ◎夜間、休日、緊急時 兵庫県中央こども家庭センター (電話 078-921-9119) 加古川警察署 生活安全第一課 (電話 079-427-0110) 児童相談所 全国共通ダイヤル (電話 189) ※近くの児童相談所につながります
3	こども食堂	地域のボランティアや民間団体などが、主にこどもや親子に対し、無料または安価で食事を提供する場	社会福祉協議会 （P1）

（2）児童手当等

	施策・事業	内　　容	問い合わせ先等
1	児童手当	児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする制度	家庭支援課 手当給付係(P16)
2	特別児童扶養手当	精神または身体に障がいを有する児童について特別児童扶養手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的とする制度	

（3）母子保健事業

	施策・事業	内　　容	問い合わせ先等
1	母子健康手帳の交付および妊婦相談	妊娠の届け出をした者に対し、妊娠・出産・乳幼児健康診査・予防接種等について記録する母子健康手帳を交付し、妊娠・出産・子育てを支援する母子保健事業の案内と妊婦相談を実施	育児保健課 子育て支援係 (P16)

	施策・事業	内　　容	問い合わせ先等
2	産前教室	初産婦とその家族に対し、妊娠、出産、育児に対する妊婦の不安軽減を図るため、知識の普及や、実習を通した体験学習の場として実施する教室	育児保健課 子育て支援係 (P16)
3	妊婦訪問	妊婦に対し、妊娠・出産・育児について適切な指導を行い、母体の健康の保持増進と心身ともに健全なこどもの出生を図ることを目的として実施する訪問	
4	産後ケア事業	生後１年未満の赤ちゃんとその母親を対象に、医療機関や助産所等で母親の心身のケアや育児指導・相談が受けられる事業	
5	親子教室	3～12 か月の乳児とその保護者を対象に、栄養や歯科等についての保健指導を行い、育児不安を軽減することでスムーズな子育てができるよう支援することを目的として実施する教室	
6	新生児訪問	新生児は抵抗力が弱く、いろいろな疾病にかかりやすく、育児上最も注意が必要な時期であるため、出生連絡票等により保健指導を要する家庭を把握し、保健師または助産師による訪問を実施	育児保健課 訪問指導係（P16）
7	こんにちは赤ちゃん訪問	生後２～３か月の乳児がいる全ての家庭を訪問し、不安や悩み等を聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることにより、こどもの健やかな育成を図ることを目的として実施する訪問	
8	低体重児の届出と未熟児訪問	未熟児は、正常児とくらべて身体の発達が未発達で、疾病にもかかりやすいため、低体重児の届出等により対象者を速やかに把握し、養育上の必要に応じ、保健師または助産師が家庭訪問を実施	
9	乳幼児健診未受診者の家庭訪問	乳幼児健診の未受診は、児童虐待のリスクの要因のひとつとして挙げられていることから、未受診者の家庭を訪問し状況の把握に努め、受診勧奨するとともに、こどもの安全確認を行う訪問	
10	不妊・不育症治療費助成事業	不妊・不育症治療を受ける夫婦の経済的負担を軽減することで当該治療を受けやすくし、安心して結婚・出産できるよう治療費の一部を助成する事業	育児保健課 育児助成係（P16）
11	４か月児健康診査	乳児期は、心身の成長、発達が急速に進む時期であることから、健康状態を確認し、疾病の早期発見、適切な治療や療育に努め、より健やかな発達を促すとともに、保護者への育児支援を行うことを目的として実施する健康診査	育児保健課 母子保健係（P16）

	施策・事業	内　　容	問い合わせ先等
12	１０か月児健康診査	心身の成長発達が急速に進み、成長に大きな影響を与える時期であることから、異常の早期発見、早期治療を図るとともに、保護者への育児支援をとおして、よりよい親子関係や児の健やかな成長を促すことを目的として指定医療機関での個別受診で実施する健康診査	育児保健課 母子保健係 (P16)
13	１歳６か月児健康診査	心身の発達や歯の健康、疾病を早期に発見し、健やかな発育増進を図るとともに保護者への育児支援を行うことを目的として実施する健康診査	
14	３歳児健康診査	幼児の健全な育成のために、心身の発達や歯の健康、視聴覚の問題を早期に発見するとともに、保護者への育児支援を行うことを目的として実施する健康診査	
15	乳幼児発達相談事業	各乳幼児健診・電話相談・家庭訪問等で、主に精神運動発達等の経過観察が必要と思われる乳幼児とその保護者を対象に、小児科医・心理相談員・保健師による発達相談を実施する事業	
16	健診後のフォロー教室	こどもの発達に不安があったり、育児不安・ストレス等、育児に悩む保護者を対象に親子のふれあい遊びの体験学習やグループ相談を行い、心身の発達を促すことを目的に実施する教室	
17	子育て相談事業	心理相談員が、育児の悩みやこどもの発達に関する電話や面接相談を行い、乳幼児をもつ親の不安解消を図る相談事業	
18	５歳児発達相談事業	こどもの発達や特性について理解を深めるため、５歳児とその保護者を対象に、心理相談員・保健師による相談を実施する事業	

（４）保育所等

	施策・事業	内　　容	問い合わせ先等
1	保育所等	保育所等に関すること	幼児保育課 入園係 (P17)
2	保育所等利用者負担額（保育料）	保育料に関すること	
3	一時預かり	保育所等で一時的に児童をお預かりする制度 ※対象年齢・時間・費用等は施設により異なります。利用方法等、詳しくは実施施設へ直接お問い合わせください。実施施設は「加古川市　一時預かり」で検索の上、市ホームページにてご確認ください。	幼児保育課 法人園係 (P17)
4	病児保育	こどもが病気中や病気の回復期にあって、かつ保護者が就労している等の理由で家庭での保育ができないときに、病院等においてこどもを一時的に預かる制度 ＜対象施設＞ ○あだちこども診療所病児保育室「アインス」 加古川市加古川町美乃利 465-1 電話 079-423-2567 ○こばやし小児科病児保育室「すくすくひろば」 高砂市米田町塩市 82-6 電話 079-434-2288	幼児保育課 公立園係　(P17)

	施策・事業	内　　容	問い合わせ先等
4	病児保育	○山名クリニック病児保育室「だっこ」 高砂市伊保崎南 9-8 電話 079-448-1313 ○おひさまこどものクリニック病児保育室「ひなたぼっこ」 加古郡播磨町野添 1650-3　2階 電話 078-939-6022	幼児保育課 公立園係　(P17)
5	子育て家庭ショートステイ事業	児童の保護者が病気、出産など社会的な事由で、一時的に家庭で児童の養育ができない場合、児童養護施設、里親の居宅等で預り、養育する制度	家庭支援課 家庭支援係 (P16)
6	産前・産後家事ヘルパー派遣事業	産前、産後に、家事や育児の支援を希望する家庭に対して家事ヘルパーを派遣する事業	
7	ファミリーサポートセンター	こどもの一時預かりや保育所・習い事への送迎などの援助を受けたい方に、その援助をしたい地域のボランティアをご紹介しています。生後６ヵ月未満のこどもを養育する方には、育児のお手伝いをするあかちゃんサポーターをご紹介しています。	ファミリーサポートセンター (P17)

（５）ひとり親家庭の福祉

	施策・事業	内　　容	問い合わせ先等
1	児童扶養手当	父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的する手当	家庭支援課 手当給付係 (P16)
2	母子・父子相談	母子父子自立支援員が母子父子寡婦福祉資金の貸付相談や、母子家庭・父子家庭の各種の相談に応じ、その自立に必要な助言を行っています。	家庭支援課 家庭支援係 (P16)
3	母子父子寡婦福祉資金の貸付制度	母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の経済的自立と生活意欲の助長を図り、あわせて児童の福祉を増進することを目的とした修学資金等の貸付制度	
4	自立支援教育訓練給付	ひとり親家庭の親の能力開発を支援し自立促進を図るため、指定する教育訓練講座の修了後に受講料の一部を支給する制度	
5	高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭の親が、仕事に結びつく資格（看護師、介護福祉士、保育士など）の取得を目的とした学校などへ１年以上通学するため仕事に就くことができない場合に訓練促進給付金を支給する制度	
6	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親かそのこどもが、高等学校卒業程度認定試験の対策講座を受講した場合、受講料の一部を支給する制度	
7	ひとり親家庭ヘルパー派遣事業	一時的に生活援助が必要なひとり親家庭にヘルパーを派遣する事業	
8	ひとり親家庭学習支援事業	ひとり親家庭の小学４年生から小学６年生のこどもの生活習慣の習得・学習支援、勉強の相談を受ける事業	

Ⅴ 低所得者

1 主な相談機関

生活福祉課

〇保護第１係（電話 079-427-9399）

〇保護第２係（電話 079-427-9206）

（業務内容）

生活保護等の実施に関すること

〇相談支援係（電話 079-427-3620）

（業務内容）

①生活保護の相談に関すること

②行旅病人および行路困窮者の援護に関すること

地域福祉課

〇福祉総合支援係（電話 079-427-9382）

（業務内容）

①生活困窮者の自立支援に関すること

②住居確保給付金の支給に関すること

2 主な施策・事業

	施策・事業	内　　容	問い合わせ先等
1	生活保護	生活保護は、日本国憲法第２５条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする制度	生活福祉課 相談支援係 (P22)
2	こどもの学習・生活支援事業	宿題をしない、できないなど、学習習慣が身についていない子ども及びその保護者に対し、学習意欲の向上を図るなど将来的な自立に向けての支援を行う事業	生活福祉課 保護第１係(P22)
3	自立相談支援事業	生活困窮者に対して、本人の尊厳と意思を十分尊重しながら、どのような支援が必要かを一緒に考え、就労、ひきこもり、その他の課題に対する支援プランを作成し、関係機関と連携しながら自立に向けた支援を行う事業	地域福祉課 福祉総合支援係 (P22)
4	住居確保給付金	離職等により住宅を失った又は失う恐れのある人で、一定の要件を満たす場合、家賃や転居費用の一部を支給する制度	
5	居住支援事業	ホームレス等、一定の住居を持たない生活困窮者に対して、一時的な宿泊場所や衣食の提供等の支援を行う事業	
6	家計改善支援事業	債務整理を支援するほか、家計収支の均衡を目的として支援する事業	地域福祉課 福祉総合支援係 (P22)
7	就労準備支援事業	仕事をしたことがない、働く自信がないといった方に対し、生活習慣・日常生活の立直しなどを通して、就労に向けた支援を行う事業	

Ⅵ 健康増進・福祉医療

1 主な相談機関

市民健康課

○健康推進係（電話 079-427-9191）

（業務内容）

①健康教育、健康相談に関すること

②自殺対策に関すること

○成人保健係（電話 079-427-9215）

（業務内容）

①健康診査に関すること

②がん患者医療用補整具購入費助成に関すること

地域医療課

○地域医療係（電話 079-427-9100）

（業務内容）

感染症、予防接種（成人）に関すること

○医療政策係（電話 079-427-9588）

（業務内容）

救急医療体制、東はりま夜間休日応急診療センター、加古川歯科保健センターに関すること

医療助成年金課　医療助成係（電話 079-427-9190）

（業務内容）

①医療費の助成（≠医療費控除）に関すること

②高齢期移行医療（65 歳～69 歳）に関すること

③障害者医療、高齢障害者医療に関すること

④乳幼児等医療（0 歳～小学校 3 年生まで）、こども医療（小学校 4 年生～高校 3 年生まで）に関すること

⑤母子家庭等医療（母子・父子・遺児）に関すること

2 主な施策・事業

（1）成人保健事業

	施策・事業	内　　容	問い合わせ先等
1	健康診査	生活習慣病の予防及び疾病の早期発見・早期治療を目的に基本健康診査や各種がん検診等を実施	市民健康課 成人保健係（P23）
2	がん患者医療用補整具購入費助成事業	がんの治療に伴う外見の悩みを抱えるがん患者に対し、医療用ウィッグや乳房補整具の購入費用の一部を助成する事業	
3	健康教育	無理なくできる運動や生活習慣病予防、バランスの良い食生活など、健康に関する講座や健康イベントを実施	市民健康課 健康推進係（P23）
4	健康相談	心身の健康に関する相談への個別対応	

	施策・事業	内　　容	問い合わせ先等
5	自殺対策	① 対面相談事業 個別相談に対して、公認心理師が面談（希望により電話相談にも対応）を実施 ② 人材養成事業 自殺の危険性の高い人に対して適切な対応・支援を行う人材（ゲートキーパー）を養成する事業	市民健康課 健康推進係（P23）

（2）一般介護予防事業

	施策・事業	内　　容	問い合わせ先等
1	介護予防普及啓発事業	高齢者に対して、介護予防に関する知識の普及・啓発を行い自主的な活動を支援する事業	高齢者支援課 健やか長寿係 （P4）
2	地域介護予防活動支援事業	① いきいき百歳体操活動支援事業 高齢者の筋力向上を目的とした「いきいき百歳体操」を、地域住民が主体となって身近な場所で取り組めるよう活動を支援する事業 ② いきいき百歳体操応援隊講座（サポーター養成事業） 「いきいき百歳体操」の普及にむけ、参加の声かけや運営の手伝い、団体の立ち上げなどを行うサポーターを養成する事業	

（3）予防接種・救急医療事業

	施策・事業	内　　容	問い合わせ先等
1	予防接種事業	疾病の発生及びまん延を予防するために、予防接種法に基づき、予防接種を実施	育児保健課 育児助成係（P16） 地域医療課 地域医療係（P23）
2	救急医療事業	(1)救急電話相談 ①#7119 24 時間 365 日体制で、看護師・救急救命士が相談内容をもとに、緊急性の助言や受診できる医療機関を案内します。 ②#8000 子どもの急病やけがの場合に、看護師・医師に相談ができます。応急手当の方法や、医療機関を受診する必要性について、アドバイスを行います。 平日・土曜日：午後６時から翌午前８時まで 休日・年末年始：午前８時から翌午前８時まで	地域医療課 医療政策係（P23）

	施策・事業	内　　容	問い合わせ先等
2	救急医療事業	(2)日曜・祝日・年末年始の救急診療体制（軽症患者対象） ①内科・小児科 《医療機関》東はりま夜間休日応急診療センター 《診療時間》午前９時から午後６時まで (受付時間は各診療時間の開始 20 分前から終了 20 分前) 《住　　所》加古川市東神吉町西井ノ口 379-1 《電　　話》079-431-8051 ②外科系 《医療機関》在宅当番医(医療機関は市ホームページでご確認ください) 《診療時間》午前９時から午後６時まで ③眼科・耳鼻咽喉科 《医療機関》姫路市休日・夜間急病センター 《診療時間》午前９時から午後６時まで (受付時間は各診療時間の開始 30 分前から終了 30 分前) 《住　　所》姫路市西今宿３丁目 7-21 《電　　話》079-298-0119 ④歯科 《医療機関》加古川歯科保健センター 《診療時間》午前９時から正午まで(受付時間は午前 11 時 30 分まで) 《住　　所》加古川市米田町船頭 5-1 《電　　話》079-431-6060 (3)東はりま夜間休日応急診療センター 夜間及び休日の救急患者に対し、年中無休で内科及び小児科の診療を行います。 《診療時間（夜間）》 内　科：午後９時から翌午前６時まで 小児科：午後９時から午前０時まで (受付時間は各診療時間の開始 20 分前から終了 20 分前) 休日診療については、上記「(1)①内科・小児科」をご確認ください。 (4)加古川歯科保健センター ①休日歯科診療 日曜・祝日の救急の歯科診療を行います。詳細については、上記「(2)④歯科」をご確認ください。 ②障がい児（者）歯科診療 一般歯科診療で治療困難な患者の歯科治療も行っており、対象は加古川市、高砂市、稲美町、播磨町に居住しているか、市町内の施設に入所している障がい児(者)です。事前に予約が必要です。 ③歯科保健指導 歯科衛生士が保育園等や、障がい者児(者)施設、育児サークル等を訪問し、ブラッシング指導を行っています。	地域医療課 医療政策係（P23）

（4）福祉医療費助成事業

	施策・事業	内　　容	問い合わせ先等
1	高齢期移行医療	非課税世帯の 65 歳から 69 歳までの人に対して、所得要件等を満たした場合に、医療費の一部を助成する制度	医療助成年金課 医療助成係 (P23)
2	障害者(児)医療	一定の等級の障害者手帳を所持している人に対して、所得要件等を満たした場合に、医療費の一部を助成する制度	
3	高齢障害者医療	後期高齢者医療保険の加入者で一定の等級の障害者手帳を所持している人に対して、所得要件等を満たした場合に、医療費の一部を助成する制度	
4	母子（父子）家庭等医療	死別・離婚などにより、児童を育てるひとり親とその児童に対し、所得要件を満たした場合に、医療費の一部を助成する制度	
5	乳幼児・こども医療	0 歳から 18 歳までの人に対して、医療費を助成する制度	
6	他の公費助成制度との差額請求について	福祉医療受給者が、対象となる公費助成制度を利用した場合の医療費の自己負担額から、福祉医療費助成制度の一部負担金に相当する額を控除した額を助成する制度	

かこがわの福祉ハンドブック

発行　令和８年４月

加古川市福祉事務所

〒６７５－８５０１
加古川市加古川町北在家２０００
電話　　０７９（４２１）２０００
ＦＡＸ　０７９（４２１）２０６３